しんボップ

# 世田谷区新BOP事務局長(会計年度任用職員) 募集要領

## < 令和8年度 新規採用 >

### 【1】募集要件

- 1 募集する職 世田谷区新BOP事務局長(会計年度任用職員)
- 2 勤務内容
- (1)世田谷区立小学校内に設置されている各新BOPのうち、配属された新BOP の施設管理及び事業運営に関すること。
- (2) 児童の放課後における遊びの推進及びその安全の確保に関すること。
- (3) 児童の放課後における遊びの状況等の把握及び当該遊びの状況等における家庭との連絡に関すること。
- (4) 新BOPの運営に係る区立の小学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が新BOPの運営上必要と認めたこと。
- ◆ 子どもが過ごす施設のため、子どもと触れ合ったり、遊んだりすることも業務 の一環です。
- ◆ 施設によりますが、児童は50名~260名程度、職員は10名~55名程度在籍しています。
- 3 勤務場所
- 世田谷区立小学校(61箇所)内にある「新BOP」のうち配属された場所
- ※応募に際しては、4ページ「【2】新BOP事業について」を必ず事前にお読みください。
- ※再度任用時に勤務場所が変更となる場合があります。
- 4 任用期間
- 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度があります。
- 5 広募資格
- 次に掲げる(1)~(5)のいずれかの条件及び(6)を満たす者のうちから、選考の上、新BOP事務局長として任用する。
- (1) 小・中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭若しくは教諭の経験を 有するもの
- (2) 民間企業に勤務し、課長職以上の経験がある者
- (3) 官公庁に勤務し、係長職以上で児童館、学童保育、小学校等子どもと接する職場で勤務した経験がある者
- (4) 民間の医療・福祉・教育・保育施設等に施設長職相当以上で勤務し、子どもと 接する業務経験がある者
- (5) 地域における青少年健全育成等の活動経験を有する者
- (6) 職務に意欲のある者

#### ■欠格条項

以下の欠格条項(地方公務員法で選考を受けることができないとされている者) に該当する場合は応募できません。

【地方公務員法第16条(欠格条項)】

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
- ② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日 [昭和二二年五月三日] 以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成11年改正の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)
- 6 勤務日数 原則として、月20日〔年間240日(各月17日以上、23日以内)〕
  - ◆ 月曜~金曜日(日、祝日、休日及び年末年始を除く)のうち週5日程度
  - ◆ 土曜日が施設開設日のため、勤務日になることがあります。
- 7 勤務時間 ◆ 1日6時間勤務

期末手当

- ◆ 次のいずれかのうち、勤務表で指定する。原則 午後0時20分から午後6時20分まで 延長番 午後1時05分から午後7時05分まで
- ※原則、超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給します。
- 8 報酬月額・ 年間支給額(3,419,242円)
  - ◆ 報酬月額(令和7年度現在)220,312円(地域手当相当分含む)
  - ◆ 期末・勤勉手当 775,498円(支給要件あり)
    - ※常勤職員の給与制度の改定に応じて、変更する場合があります。
    - ※年間支給額及び期末・勤勉手当の額は年間を通じて(4月から3月まで)任用された場合の額(任用期間によって変動する場合があります)。
  - ◆ 交通費別途支給(月額上限55,000円)
- 9 社会保険等 健康保険(東京都職員共済組合)・厚生年金保険・雇用保険の適用があります。
- 10 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- 11 公務災害補 公務災害補償等の適用となります。 償等
- 12 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任 用職員)
  - ※地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。
- 13 その他 ◆ 勤務場所は、世田谷区立小学校内のため「敷地内完全禁煙」です。
  - ◆ 世田谷区内は、路上喫煙が条例で禁止されています。(休憩時間等に小学校の周辺の路上等で喫煙をすることはできません。)
- 14 募集人数 若干名
- 15 選考方法 第1次選考 書類選考

第2次選考 面接 (令和8年1月21日(水)午前中)

16 選考結果 第1次選考の結果は、令和8年1月 9日(金)に発送予定です。 第2次選考の結果は、令和8年1月28日(水)に発送予定です。 17 申込方法

下記書類を地域学校連携課へ、申込期限までに、郵送または持参してください。

- ◆ 『世田谷区新BOP事務局長採用選考申込書兼履歴書』
- ◆ 『世田谷区における勤務経歴等確認票』

#### 【提出先】

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区教育委員会事務局 地域学校連携課 (世田谷区役所 東棟6階601番窓口)

#### 【期間】

郵送申込:令和7年11月1日~令和7年12月19日(金)<必着>

持参申込:上記郵送申込期間の月曜日〜金曜日(祝日を除く)

午前8時30分~午後5時

※ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

※『世田谷区新BOP事務局長採用選考申込書兼履歴書』に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、世田谷区新BOP事務局長採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

18 採用者の 日程 採用事務説明会

令和8年3月19日(木)午前中

辞令交付式及び勤務開始 令和8年4月 1日(水)

【提出・問い合わせ】 世田谷区教育委員会事務局 地域学校連携課

電話:03-5432-2739

住所: 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

(世田谷区役所 東棟6階601番窓口)

# 【2】新BOP事業について

#### 応募の前に、必ず以下をご確認ください。

新BOPは、子どもの健全な育成や子育て家庭の支援を目的とし、学童クラブ(学童保育)とBOP(放課後子供教室)とを統合した、世田谷区独自の事業です。

主な事業内容は以下のとおりです。(令和7年10月時点)

	学童クラブ	BOP(放課後子供教室)
目的	保護者が就労や病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、成育支援を行い、健全な遊びや安全な生活の場を提供しています。一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促します。	小学校の施設などを活用して、子どもたちに安全・安心な遊びの提供や、子どもたちが共に遊ぶ中で、創造性・自主性・社会性を培う交流の機会を放課後などに提供する居場所です。
対 象	区内在住または区立小学校在籍の小学校 1~3 年生で、保護者が就労・病気などにより、放課後の保護・育成にあたれない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで。	区立小学校の1~6年生 ※利用できるBOPは通学している区立 小学校のBOPに限ります。
実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除き通年実施	
活動場所	区立小学校(61校)内	
時間	学校のある日 放課後〜18:15 学校休業日 8:15〜18:15 ※延長時間あり 18:16〜19:00 (延長可能時間)	学校のある日 (夏季:3月~9月)放課後~17:00 (冬季:10月~2月)放課後~16:30 学校休業日 (夏季:3月~9月)原則8:30~17:00 (冬季:10月~2月)原則8:30~16:30
定員	なし	
利用料	月額 5,000 円(おやつ代を含む) 時間延長利用料 月ぎめ 月額 1,000 円(新1年生優先) 日ぎめ 日額 200 円(月額上限 1,000 円)	なし
おやつ	あり (土曜日のおやつは持参)	なし
お弁当	学校休業日等、給食がない日はお弁当持参 施設により、デリバリー弁当の予約制度あり	昼食の時間は原則として帰宅

くわしくは、世田谷区ホームページをご確認ください。「世田谷区 新BOP」で検索。

(URL: <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/03685/2084.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/03685/2084.html</a>)